



2024年3月28日

各 位

会 社 名 DM三井製糖ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 本 卓
(コード番号 2109 東証プライム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 森 雅 彦
(TEL. 03-6453-6161)

連結子会社であるDM三井製糖株式会社と和田製糖株式会社の業務提携契約の締結について

DM三井製糖ホールディングス株式会社（本社：東京都港区芝五丁目 26 番 16 号、代表取締役社長：森本 卓、以下「当社」という。）は、本日の取締役会決議により、当社の連結子会社であるDM三井製糖株式会社（本社：東京都港区芝五丁目 26 番 16 号、代表取締役社長：森本 卓、以下「DM三井製糖」という。）が、和田製糖株式会社（本社：東京都中央区新川二丁目 9 番 1 号、代表取締役社長：和田 哲義、以下「和田製糖」という。）と業務提携契約（以下「本契約」という。）を締結することを承認いたしました。DM三井製糖は、本日の取締役会決議により、2024年3月28日付で本契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件は、適時開示基準に該当いたしません。有用な情報と判断し任意開示を行うものがあります。

記

1. 業務提携の背景及び目的

DM三井製糖と和田製糖は、長年に亘り砂糖を中心とした食品素材を提供することで、人々の幸せや豊かな食文化の形成に貢献してまいりました。

我が国の砂糖業界を取り巻く事業環境は、人口の減少や甘味需要の多様化等に加え、世界的な気候変動による原料価格高騰や地政学リスクに伴うエネルギーコストの高騰など、益々厳しさが増していることから、各社において事業基盤のさらなる強化が課題となっております。

DM三井製糖は、2022年10月に三井製糖株式会社と大日本明治製糖株式会社の合併により誕生して以降、サプライチェーン全体の合理化や効率的な事業運営体制への移行を進めてまいりました。今回、新たに和田製糖との業務提携を行うことにより、さらなる生産物流の効率化を図り、各々が強靱な事業体制を築くことで、国内砂糖業界の持続的かつ安定的な成長に寄与してまいります。

和田製糖は、東京都江戸川区に工場（江戸川工場）を有し、「KHダイヤコック印」のブランドで砂糖製品を製造・販売してまいりましたが、近年の事業環境や生産設備の老朽化を総合的に検討した結果、2025年3月末を目途に江戸川工場を閉鎖することを決定いたしました。工場閉鎖後はDM三井製糖に砂糖製品の生産を委託することとし、当該製品の販売はこれまで通り、和田製糖が行ってまいります。

2. 業務提携契約の要旨

(1) 資本提携に向けた協議

DM三井製糖と和田製糖の業務提携関係を確固たるものとするを目的に、DM三井製糖においては和田製糖の株式を、和田製糖においては当社の株式を、それぞれ総議決権数に対する割合が2%を超えない範囲において相互に株式を取得する方針で今後協議に入ります。

(2) 業務提携の内容

和田製糖が現在江戸川工場で生産している砂糖製品について、DM三井製糖が同社の千葉工場（千葉県市原市）を主体に受託生産することを取り決めました。今後、2025年3月末を目途とした受委託生産開始に向け、具体的な事項について、両社で設置する準備委員会の下、検討及び協議を進めてまいります。

3. 業務提携先の概要

(1) 名称	和田製糖株式会社	
(2) 所在地	東京都中央区新川二丁目9番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和田 哲義	
(4) 事業内容	砂糖製造販売、不動産賃貸	
(5) 資本金	100百万円	
(6) 設立年月日	1952年5月27日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社和田商店 32.56%、株式会社ワダ 7.6%	
(8) 当社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	
	取引関係	

(※)「当該会社の最近3年間の経営成績及び財務状態」につきましては、守秘義務により非開示としております。

4. 業務提携契約を締結する当社連結子会社の概要

(1) 名称	DM三井製糖株式会社
(2) 所在地	東京都港区芝五丁目26番16号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森本 卓
(4) 事業内容	精製糖並びに砂糖関連商品、機能性食品の製造・販売
(5) 資本金	100百万円
(6) 設立年月日	2020年10月16日
(7) 大株主及び持株比率	DM三井製糖ホールディングス株式会社 100%

5. 日程

(1) 業務提携契約締結日	2024年3月28日
(2) 受委託生産開始	2025年3月末(予定)

6. 今後の見通し

今回の業務提携が、当社の2024年3月期連結業績予想に与える影響につきましては、軽微である見通しです。今後、業務提携に向けた協議の進捗に応じて開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以上